

## 市政記者配付資料

令和3年6月17日

監査事務局

### 監査結果に関する措置の公表について

監査の結果に関し、各関係部局が講じた措置について、本日、福岡市公報及び福岡市監査事務局ホームページにて公表します。

- ・ 3 外部監査公表第3号（令和元年度包括外部監査結果に関する措置）

○包括外部監査  
(担当課) 監査総務課  
(電 話) 711-4703  
(内線 7201)  
(担 当) 松熊

※措置の状況に関する内容の確認は、措置を講じた各関係部局の所管課にお問い合わせ願います。

# 福岡市公報

令和3年6月17日 第6778号(別冊)

発行所

福岡市中央区天神一丁目8番1号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

一目 次一

ページ

## 監査委員

○外部監査措置報告公表（外部監査公表第3号） ..... 1

## 監査委員

## 3 外部監査公表第3号

地方自治法第252条の38第6項の規定により、令和3年4月9日に福岡市長から包括外部監査人による監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項の規定により次のとおり公表する。

令和3年6月17日

福岡市監査委員	大原 弥寿男
同	尾花 康広
同	谷山 昭
同	本野 正紀

## 1 監査報告と措置の件数

2 外部監査公表第1号（令和2年4月2日付福岡市公報第6662号公表）分  
(福岡市学校教育に関する財務事務について) ..... 39件

## 2 講じた措置の内容

以下のとおり

2 外部監査公表第1号（令和2年4月2日付福岡市公報第6662号公表）分  
(福岡市学校教育に関する財務事務について)

## IV 財務事務における監査の結果及び監査の結果に添えて提出する意見

## 1 学校教育に関する事業についての視点に関する監査結果

(1) 「第1次福岡市教育振興基本計画」における個別事業と成果及び契約事務について

監査の結果	措置の状況
【意見IV-1-(1)-1】学生サポーター制度	【措置済】

### 活用について

学生サポーター制度活用の目的は、

- i ) 福岡市の学校教育活性化のため、大学生とのふれあいにより豊かな心を育むとともに、よりきめ細かな指導に対応する。
- ii ) 大学の推進する地域連携や地域貢献の実現を図る。
- iii) 大学生の資質や能力の向上を図る。

ことが目的である。

市としては、当該事業の成果指標を派遣学校数としており、その数には大きな減少は見られないが、説明会開催大学数を増やした平成28年度を例外として、学生サポーター制度に参加する学生数は減少する傾向にある。

受け入れた学校も、小学校は144校のうち86校、中学校は69校のうち12校、高校は1校のみにとどまっている。

また成果指標として派遣学校数が挙げられているが、大学生を派遣することが当該事業の目的ではなく、学校教育活性化と大学生の資質や能力の向上にある。よって教員と大学生の両者に対するアンケートによる、学校教育活性化と大学生の資質や能力の向上度合いを測る指標とすることが望ましい。

### (改善提案)

福岡市としては積極的に学生サポーター制度を活用し、派遣学生数と派遣学校数の増加に努められたい。

まずは学生サポーターに参加した大学生にアンケートを取るなど、大学生が学生サポーター制度に感じる不満がないか、改善点がないかを把握することについて検討されたい。

アンケートについては教員と大学生両方からとることが望ましい。教員からは学校

令和元年11月に、学生サポーターに参加した学生に対して、制度や活動全般についてのアンケート調査を実施した。

令和2年度は、学生サポーター制度の目的を達成するために幅広く意見を聞くという観点から、学生サポーターに参加した学生だけではなく、当該学生を受け入れた学校の教員に対し令和3年2月にアンケート調査を実施した。

また、学生サポーターを対象にしたアンケートの結果を取りまとめ、学生サポーターの実態や改善点等を共有することとした。

教育がどのように活性化されたのか、学生センターが教員の過度な業務負担となつていない（「教員の補助」となっているか）かについて、大学生には学生センター制度へのアンケートのほか、自らの資質や能力の向上が実現できたかについてアンケートをとることが望ましい。

（教育委員会教育支援課）

**【意見IV-1-(1)-2】学校図書館における標準冊数の未達成について**

文部科学省では、「学校図書館図書標準」という、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準冊数を定めている。

そこで福岡市の各小学校及び中学校の学校図書館図書標準の達成率を調査したところ、いずれの学校も90%を超えていたが、監査対象年度において100%を達成していないのは、小学校が10校、中学校が1校であった。そのうち、4年連続で未達成の小学校が1校、中学校が1校、3年連続で未達成の小学校が2校、2年連続で未達成の小学校が1校あった。

（改善提案）

除籍や児童学生数の増加により、一時的に蔵書数が学校図書館図書標準の100%未満となることはやむを得ないが、複数年継続して100%を達成していない状況も見受けられるため、各学校図書館の蔵書数が学校図書館図書標準の100%達成状況を維持できるように努められたい。

（教育委員会学校指導課、  
教育支援課）

**【意見IV-1-(1)-3】図書の廃棄（除籍）について**

学校図書は情報が古くなったものについ

**【措置済】**

複数年継続して100%に達していない学校については、ここ数年にわたり学級が増加している状況である。こうした学校に対して、学級増を見通した蔵書の配置に努めていくよう指導していくこととした。

**【措置済】**

令和2年6月、各学校に「図書館整備状況調査」の依頼をする際に、合わせて、

ては一定のルールに基づいて廃棄し、新しい図書を購入することで、常時更新する必要がある。また紛失した図書についても除籍し、必要であれば新しい図書を購入しなければならない。

そこで各学校の平成27年度から監査対象年度までの除籍冊数を把握したところ、多くの学校で毎年度継続的に除籍が行われていたが、複数の学校において複数年にわたり除籍が行われていなかった。

4年間連続して除籍がない小学校は1校、中学校は3校。3年間連続して除籍がない小学校が5校。2年間連続して除籍がない学校も散見された。そのような学校については、複数年に1回、まとめて大量の除籍が行わる傾向にあり、毎年度除籍の要否が検討されているのか疑問である。

#### (改善提案)

学校図書は情報が古くなった図書や紛失した図書を除籍し、新しい図書を購入することで、常時更新する必要がある。

除籍が複数年継続して行われていない学校においては蔵書の点検を行い、適切に除籍するよう指導されたい。

(教育委員会学校指導課、  
教育支援課)

#### 【意見IV-1-(1)-5】スクールカウンセラーの勤続年数について

監査対象年度において、SCは福岡市による登録制ではなく、福岡県臨床心理士会に46名の臨床心理士を紹介してもらうことで確保している。

46名のSCは嘱託員として勤務することになるが、「スクールカウンセラー就業要綱」によれば、1年を超えない範囲で更新できるとされているが、複数年の継続した勤務は認められていない。

「毎年、蔵書点検を行い、計画的に除籍・購入をすること」を通知した。また、廃棄の目安として、「学校図書館廃棄基準」を示した資料を配布した。

除籍が複数年継続して行われていない学校においては、個別に理由を聞き取り、必要に応じ、適切に除籍するよう指導することとした。

#### 【措置済】

会計年度任用職員制度への変更に伴い、令和2年度より、公募制に切り替え、原則として連続4回までを上限に再採用を行うことができることとした。

更に、学校の規模などを基に、SCを複数名配置する学校を設定し、業務量の平準化を図っている。

今後も、SCの欠員がでないよう、処遇改善に努めていきたい。

SCは臨床心理士などの資格が必要であり、平均で126日ほどの勤務が必要であるにもかかわらず、複数年の継続した勤務が認められないのであれば、近いうちにSCとなる福岡市内の臨床心理士が不足する可能性がある。

この点について福岡市では、令和元年度より会計年度任用職員への制度変更（給与体系、待遇など）に伴い、SCの欠員がでないよう、関係課と協議中であるとのことであった。

(改善提案)

SCの人員は児童生徒数を基準として決められているが、対応する相談件数などが増加すれば、配置日数の増加が必要となる可能性がある。一人当たりの勤務日数を減らすか、複数年の継続勤務を認めるか、いくつかの対応が考えられるので、臨床心理士がSCとして応募し、勤務しやすい制度を検討されたい。

(教育委員会教育相談課)

※SC：スクールカウンセラー

**【意見IV-1-(1)-6】スクールソーシャルワーカーの配置について**

福岡市では平成30年度から、SSWを69の全ての中学校区に1名ずつ配置することとしている。

それぞれの中学校区には複数の小学校がSSWの担当小学校として割り当てられており、中学校区内の中学校及び小学校を巡回して相談等を受け付けている。

しかし、中学校区によって児童生徒数にはかなりのばらつきがあり、相談件数についても同様である。介入件数は配置されたSSWの経験や能力によって差が出るため、介入件数も中学校区により大きく異なっている。

SSWは週4日勤務の月給制であるため、

**【措置済】**

令和元年度より、正規職員として採用した7名のSSWを各区に配置し、嘱託SSWに対し、指導助言を行う体制を作った。このことから、嘱託SSWは、業務について、より相談できるようになり、中学校区によって対応に差がつかないよう、また、業務量による嘱託SSWへの負担が大きくならないようにした。

※SSW：スクールソーシャルワーカー

できる限り相談件数や介入件数に差が出ないような工夫をしなければ、中学校区によって対応に差がついたり、過重労働の原因となる可能性がある。

(改善提案)

SSWは児童生徒何名当たりの配置日数を決めて、どのように中学校区を分担するか決定している。SSWによって相談件数や介入件数を同じにすることは困難であるが、1人1中学校区ではなく、複数中学校区を複数のSSWが担当、一つの中学校区を二人で担当といった、SSWの業務量平準化のための配置を検討することが望ましい。

(教育委員会教育相談課)

**【指摘事項IV-1-(1)-1】提案競技資料の廃棄誤りについて**

福岡市では、NSを市内の中・高・特別支援学校に配置するため、福岡市を西部ブロックと東部ブロックに分け、それぞれ「ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）業務委託（西部ブロック）」と「ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）業務委託（東部ブロック）」として、平成27年度にプロポーザル方式で業者を選定し、随意契約を行っている。

プロポーザル方式の場合、業者登録を行っていない業者も提案できるため、業者の概要を把握する必要がある。

そこで福岡市では「公募により行う提案競技の参加資格における必須条件について（通知）」（財政局財政部契約監理課長）を定め、提案書等のほか、「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」を提出させることとなっている。

そこでプロポーザル方式のための提案書を閲覧したところ、いずれの提案書にも「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務

**【措置済】**

提案競技資料は、保存年限が5年の契約関係書類として、令和2年度より、契約担当課である学務支援課にて保管を行うこととした。

※NS：ネイティブスピーカー

諸表の写し」がなかった。

その理由を質問したところ、当時は入手したもの、保存年限を誤り、既に文書を廃棄している、とのことであった。

(是正の方向性)

「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」は保存年限にわたり、適切に保存されたい。そもそも「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」はプロポーザルにおける判断材料の一つであり、提案書と一緒に綴じ込んで保管されたい。

(教育委員会学校指導課)

【意見IV-1-(1)-7】ネイティブスピーカー派遣予定時間について

監査対象年度において、NS委託業務（東部ブロック）の中学校の実績派遣時間が17,418時間と、予定派遣時間19,285時間に対して少なくなっている。西部ブロックは実績が16,807時間と、こちらも目標19,075時間に対して少なくなっている。

原因について質問したところ、「NSの緊急帰国や体調不良による年度途中での交代が多く、後任NSが決まるまでに配置できない学校があったこと、また、学校との調整がつかず、年度当初に予定していた曜日に配置できない時の補填が困難であったため。」とのことであった。

また特別支援学校と高等学校について、ほとんど派遣実績がないのは、特別支援学校及び高等学校においては、学校の要望に応じて実施することとなっているが、それぞれ派遣の要望が少なかつたためである。

中学校においては学校からの希望制ではなく、予定時間がカリキュラムに組み込まれているのであるから当然に予定どおり派遣すべきであった。NSの緊急帰国や体調不

#### 【措置済】

令和3年度からの契約を委託契約から派遣契約とすることとした。

契約内容を学級ごとの年間目安時数ではなく、年間配置日数とすることで、実績確保ができるようにすることとした。

特別支援学校と高等学校への派遣については、これまでの実績をもとにして配置日数を決め、固定した派遣とすることとした。

※NS：ネイティブスピーカー

良による年度途中での交代はありうるからこそ、そのような欠員の際の対応もプロポーザルの評価に組み込まれている。

NS委託業務については、単に派遣実績時間数に応じて支払を行う契約ではなく、配置計画や派遣体制、学校との協議、目標達成努力等、総合的な運用も含めた業務を実施する契約となっている。

(改善提案)

特別支援学校と高等学校は学校側からの希望制であり、要望が少なかったという事情があるものの、委託料を支払う以上は、派遣実績を仕様に近づける必要がある。また過去から要望が少なかったのであるから、契約継続の際に委託料の試算に反映させ、委託料の積算見直しを含めて検討される必要があったものと思われる。

また中学校についてはプログラムに組み込まれている以上、予定どおりに派遣されるか、予定どおりに派遣される見込がないのであれば、契約内容やあり方などについて前例踏襲するのではなく、再考される必要があったと考えらえる。

NS委託業務は重点事業であり、仕様どおりの目安時間に沿った実績確保ができるよう事務手続の進め方や、委託内容について、所要の見直し等をされたい。

(教育委員会学校指導課)

【意見IV-1-(1)-8】特別支援学校と高等学校へのネイティブスピーカー派遣について

特別支援学校と高等学校へのNSは希望制であり、学校から要望があれば派遣されることになっている。

特別支援学校で外国語科の学習は、児童の障害の状態や特性及び心身の発達の段階等を踏まえて個別に指導計画を立て行わ

【措置済】

【意見IV-1-(1)-7】にて回答。

れている。外国語科の学習やNSの配置が必要かどうかは、学校の個々の状況を考慮して校長が判断することが出来るよう必要による派遣とされている。

また、高等学校においては、学科毎に履修すべき科目数及び単位数が異なるため、一律に「各学級に週1回」という配置形態は実態に合わないため、要望による派遣とされている。

学校から要望があった場合に派遣するのでは、業務を受託した業者も予定を立てるのが困難であるし、仕様書に記載する予定派遣時間を見積もるのも困難である。実際に特別支援学校へのNS派遣時間は東部が180時間、西部が29時間であるのに対し、仕様書の予定派遣時間は東部が1,270時間、西部は790時間であり、実績と合わない見積りとなっている。

#### (改善提案)

特別支援学校についてはNSの派遣の要否を再検討し、予定派遣時間を見直したい。実情から、学校からの要望による派遣を変更することは出来ないと思われるため、NS委託業務から外し、代わりにゲストティーチャーを派遣することも考えられる。ゲストティーチャーの多くはNSであるし、時間単位での報償費が支払われる所以あるから、学校からの要望による派遣にも対応ができるのではないかと思われる。

高等学校は、学科毎に履修すべき科目数及び単位数が異なるのであるから、一律に「各学級に週1回」という配置で予定派遣時間を見積もる必要はない。その結果、現状では予定の半分程度しか派遣されていないので、学科ごとに派遣の要否を再検討し、適切な予定派遣時間を見積もられたい。

(教育委員会学校指導課)

**【意見IV-1-(1)-9】学校ネットパトロール事業における目標未達成とその原因把握について**

学校ネットパトロール事業における成果指標には①情報モラル調査での学校ネットパトロールは役に立ったと回答した学校数と②啓発資料を活用した学校数の二つがある。

①情報モラル調査での学校ネットパトロールは役に立ったと回答した学校数の目標値は225校に対して132校、②啓発資料を活用した学校数は225校に対して95校といずれも目標を大幅に下回る実績値であった。

その理由について質問したところ、市の見解は、①については「検知の少ない学校は、指導する機会が少ないと、「役に立った」とする学校数が目標に届かなかつた。」、②については「検知の少ない学校は、指導する機会が少ないと、啓発資料を活用した学校数が目標に届かなかつた。」とのことであった。

しかしながら、学校から回答を得る際に、学校ネットパトロール事業が「役に立った」と回答しなかった学校及び啓発資料を活用したと回答しなかった学校から、その理由を聞いておらず、学校ネットパトロール事業が役に立っていないもしくは啓発資料を活用していないと回答した学校が多くかった理由が、教育委員会の見解のとおりであるか不明である。

本来、検知の多寡とかかわりなく、学校の指導や啓発資料の活用は行わなければならぬし、検知が少ないと啓発資料を活用しないのであれば、将来的には検知が増える可能性がある。

**(改善提案)**

アンケート等で事業の目標に対して否定的な回答を得る場合には、その理由を明確

**【措置済】**

学校ネットパトロール事業が役に立っていると実感できていない、もしくは啓発資料を活用していないと回答した学校については、令和元年度末のアンケートにおいて、その理由を明記してもらった。

「検知の少ない学校は、指導する機会が少ないと」ことが、1つの理由として挙げられたが、有効な指導や啓発資料を活用しなければ、将来的には検知が増える可能性があることを指摘し、児童生徒の指導に啓発資料を活用するように各学校に指導することとした。

にしなければ、回答結果に対応した対策を立てることができない。学校ネットパトロール事業が役に立っていると実感できていない、もしくは啓発資料を活用していないと回答した学校については、その理由を明記してもらい、具体的な対応に繋げることが望ましい。

特に啓発資料の活用については、検知の多寡にかかわらず活用すべきである。活用していない学校に対しては、活用するように教育委員会として指導するとともに、内容の見直し等も含めて検討されたい。

(教育委員会生徒指導課)

#### 【意見IV-1-(1)-11】学習支援リーダーと学習支援員の従事時間について

児童保護の観点から、放課後補充学習会は、少なくとも学習支援リーダー1名と学習支援員1名で開催されることとなってい る。参加児童数が多い場合には、学習支援リーダー1名と2名の学習支援員によって開催されることもある。

また学習支援リーダーは学校との打ち合 わせもあるので、学習支援員よりも従事時 間が多いことが想定される。

しかしながら、学校によっては学習支援リーダーの従事時間が少ない学校が散見された。例えば、高木小学校では、学習支援員の従事時間が237時間であるのに対し、学習支援リーダーの従事時間は40時間である。また、筥松小学校では、学習支援員の従事時間が241時間であるのに対し、学習支援リーダーの従事時間は62時間であった。

いずれも理由としては「学習支援リーダーが体調不良により参加できていない時 期」があることであった。学習支援員の従事時間に対して極端に少ない従事時間 を考慮すると、体調不良の期間がかなり長

#### 【措置済】

各学校においては、学習支援リーダーと学習支援員の活動時間と内容が記載された「活動報告書」を、毎月、教育委員会へ提出するようしている。

提出される月ごとの活動時間を確認し、従事時間が極端に少ない学校については理 由を確認し、改善が必要な場合は指導や支 援を行っていくこととした。

期に渡っている可能性も否定できない。体調不良で参加できない場合には、他の学習支援リーダーの応援を受けるか、どうしても体調不良の時期が長期間にわたるのであれば学習支援リーダーの交代も検討すべきである。

また学習支援リーダーと学習支援員の合計従事時間が少ない小学校も散見された。週2回の開催と準備時間も含めて1回当たり3時間の従事時間を想定しているとのことであるが、100時間程度の学校が散見された。

参加する児童が少ないことで開催できなかつたことも考えられるが、95名の参加児童がいるにもかかわらず、従事時間は164時間となっている西都小学校の事例もある。一方で20名程度の参加児童数で400時間～500時間の学校もあり、現状では、学校によって放課後補充学習会の開催状況に大きなばらつきがあると思われる。

#### (改善提案)

学習支援員の従事時間に対して、学習支援リーダーの従事時間が少ない学校が散見された。そのような学校では、多くの学習会が学習支援員のみで開催されている可能性がある。学校との打ち合わせが適時に行われ、それが学習会に活かされているか、児童保護の観点から学習支援リーダーと学習支援員による複数名で開催されているか、実態を把握し、改善が必要な学習会があれば指導されたい。

また体調不良により、十分な時間を従事できない学習支援リーダーや学習支援員が居る場合には、他の学習支援リーダーや学習支援員の応援を求めることが出来る体制を構築しておくべきである。児童保護の観点から、放課後補充学習会は、少なくとも学習支援リーダー1名と学習支援員1名で

開催されることについて特に留意されたい。

加えて福岡市が想定している開催回数と時間数を比較すると、かなり放課後補充学習会の従事時間が少ない小学校も散見される。参加児童が少なくないが、従事時間が少ない小学校もあるので、実態を把握し、適切に学習会が開催されているか確認されたい。

(教育委員会学校指導課)

**【指摘事項IV-1-(1)-2】役員名簿の入手漏れについて**

福岡市では、ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）を市内の小学校（5年生と6年生を対象に）に配置するため、福岡市を西部ブロックと東部ブロックに分け、それぞれ「小学校ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）業務委託（西部ブロック）」と「小学校ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）業務委託（東部ブロック）」として、プロポーザル方式で業者を選定し、随意契約を行っている。

プロポーザル方式の場合、業者登録を行っていない業者も提案できるため、業者の概要を把握する必要がある。

そのため、福岡市では「公募により行う提案競技の参加資格における必須条件について（通知）」（財政局財政部契約監理課長）を定め、提案書等のほか、「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」を提出させることとなっている。

そこでプロポーザル方式のための提案書を閲覧したところ、いずれの提案書にも「役員名簿」がなかった。

その理由を質問したところ、役員名簿については入手していないとのことであった。  
(是正の方向性)

「役員名簿」は提案業者の役員にどのよ

**【措置済】**

令和2年度契約にかかるプロポーザルからは、契約監理課長通知にて指定された資料を提出させている。今後は、必要書類のチェックリストを作成し、適正化を図ることとした。

うな人物が就任しているかを把握し、発注する自治体と業者の間で利害関係に問題はないか、役員の素性に問題がないか等を確認するために入手する重要な資料であり、もれなく入手されたい。「役員名簿」と「直近の決算2年分の財務諸表の写し」はプロポーザルにおける判断材料の一つであり、提案書と一緒に綴じ込んで保管したい。

(教育委員会学校指導課)

**【指摘事項IV-1-(1)-3】実績報告の合計誤りについて**

小学校ネイティブスピーカー（外国人英語指導講師）委託業務の実績報告書は小学校別、特別支援学校別に実施日における実施時間数を記載し、実績時間を報告する書類である。学校別の記載のみでは、毎月の総合計時間数を手で集計しなければわからないため、総合計数を記載する欄があり、その内訳として小学校と特別支援学校の合計時間数を記載することとなっている。しかし、西部ブロックを担当する業者の実績報告書は内訳と合計が一致していなかった。

実績報告書は4月から3月まで毎月報告されているが、4月から3月までいずれも内訳と合計が一致していない。

実績報告書には業者の完了報告書が添付され、完了報告書には検査員と立会人による完了検査印が押印されている。また完了報告書には決裁権者までの承認印が押印されている。

小学校の実績時間と特別支援学校の実績時間が実績時間の総合計と一致しないのは報告書を見れば分かるが、一年間にわたって、受託業者より合計が合わない報告書が提出され、それが承認されたのは適切な完了検査と承認がなされていたとは言い難い。

**【措置済】**

令和2年度からは実績報告書のダブルチェックを実施し、書類の綴じ込みについても十分にチェックを行っている。

また東部ブロックの実績報告の綴りには、平成30年8月と平成31年1月の実績報告書に別の業務（ネイティブスピーカー委託業務）の実績報告書が綴られていた。一方、ネイティブスピーカー委託業務の実績報告書には当該業務の報告書が綴じられていた。単なる綴じ込みミスなのか、完了検査と承認が適切に行われていないのかは綴りを見るだけでは不明であるが、第三者によって、適切に完了検査と承認が行われてないのではないかとの疑念を持たれないよう正確に綴じ込むべきである。

(是正の方向性)

不備のない実績報告書に基づき適切な完了検査を実施されたい。

また、関連書類の綴りには別事業の資料を綴じ込まないように注意されたい。

(教育委員会学校指導課)

#### 【意見IV-1-(1)-16】ゲストティーチャー派遣要綱の制定について

現在、GTについては、要件、派遣内容（授業の支援内容）、講師料、派遣時間、募集や派遣についての方法などを定めた要綱がない。

講師料について特に定めたものがないため、平成30年度における講師料の大幅な値下げについては、担当部署における決裁が行われておらず、予算の問題として取り扱われ、議会の予算承認をもって講師料の引き下げが決定されていた。

予算の問題として取り扱われることで、GTに対する事前相談は行われず、予算が議会で承認されるまでは外部に公表出来ないため、講師料の引き下げと招聘時間の削減をGTに知らされたのは、事業が開始される直前であった。

このような取扱いは、GTにとって、生

#### 【措置済】

要綱については、「外国語活動におけるGT（ゲストティーチャー）配置要項」を定め、令和2年4月、各学校に「外国語活動におけるGT（ゲストティーチャー）募集要項」として、通知した。

また、その内容に変更等が生じた場合は、適時、対象者に理解を求めるとした。

活基盤を搖るがす問題であったと思われる。

GTも、福岡市の英語教育を支える一員であり、講師料によって生活をしている市民もいると考えられることから、その要件、派遣内容（授業の支援内容）、講師料、派遣時間、募集や派遣についての方法などを明文化する必要がある。

一方、日本語指導員については、「日本語指導員派遣要綱」があり、以下のような項目が定められている。

（令和元年度福岡市包括外部監査の結果報告書P182参照）

（改善提案）

GT一人当たりの講師料は年平均828千円と生活基盤となる収入規模である。そのため、平成30年度の講師料減額のように、事業開始の直前に講師料や招聘時間の減少を知らされても、講師は生活を守るために活動が出来ない。

派遣に関連する要綱を定め、その変更等についてはGTの意向や経済状況を把握し、適時の情報開示により、事前に対象者の理解を得るように努められたい。

（教育委員会学校指導課）

【意見IV-1-(1)-17】食育推進事業の各校における実施状況について

福岡市では、児童生徒・家庭・地域の学校給食や食に関する関心と理解を深めるため、栄養教諭・学校栄養職員を中心となつて、学校給食をテーマにした「食育推進事業」を各区、給食センターで実施している。

食育推進事業のうち、「栄養教諭等による配置校、担当校（1, 3, 5年）での食に関する指導の実施」については、当該事業の活動指標として、すべての小学校、中学校、特別支援学校で実施されることを目標としているが、実際には一部の学校で実

【措置済】

栄養教諭の増員を図り、令和2年度より、新たな食育推進体制として、栄養教諭未配置校について、原則週1回栄養教諭が訪問し、すべての小学校、中学校、特別支援学校で食に関する指導を充実させることとした。

具体的には、小学校所属の栄養教諭が担当校を訪問し、給食時間等を中心に食に関する指導を行うとともに、掲示物や便りを通して食に関する情報を発信し、児童生徒や保護者の食に関する意識を高めている。

施されていなかった。

(改善提案)

栄養教諭等による食に関する指導の実施は、当該事業の活動指標として位置付けられる重要な指導であり、すべての小学校、中学校、特別支援学校で漏れなく実施されたい。

(教育委員会給食運営課)

なお、実施にあたっては、すべての学校で適切に食育指導が行われるよう、適宜、訪問状況の把握に努めているところである。

#### 【意見IV-1-(1)-20】予算超過について

当該事業は、決算額が平成27年度から平成30年度まで大幅に予算超過となつてゐる。予算超過の対応についてヒアリングしたところ、いずれも予算流用で対応しているとのことであった。

予算超過とならないように予算編成が行われなかつた理由についてヒアリングしたところ、「子どもや地域の実態に応じた特色ある学校づくりを推進するため、各学校長の裁量により学校に配分された予算を組み替えて予算編成ができる」としているが、当初予算の見込みを上回る組み替えが行われたことにより、予算超過となつたものである。」とのことであった。

事業費のほとんどを報償費が占めていることから、予算超過の主な原因は講師謝金であると思われる。そこで招致された講師人数について質問したところ、「各学校長の裁量により学校に配分された予算編成の枠の中で講師招聘しているので、各学校の講師の人数は把握していない。」とのことであった。

本来、学校に配分された予算を超過して歳出を行うのであれば、その原因についての報告があつて然るべきである。例えば予算を超過して講師謝金を支払うのであれば、その超過した原因として、どのような講師を呼び、どの程度の講師謝金を支払つ

#### 【措置済】

決算額が大幅に予算超過していた点について、予算編成段階において、学校の事業計画に基づく執行見込額を当初予算に反映させることとした。

また、予算の大部分を占める報償費については、事業計画書および報告書で講師の人数、講師謝金額を把握することとした。

たのか、把握しておくことが望ましい。

学校に配分された予算を超過しても、その原因を把握して次年度の予算に反映せず、毎年度流用で対応して予算超過が常態化するのは、予算執行の姿勢として適切であるとは言えない。

(改善提案)

学校に配分する予算を超過する場合には、その理由について報告させるように改め、学校の活動に必要な予算であれば、次年度の予算に反映させることが望ましい。

この点について、担当部署と協議したところ、以上の課題について解決を図るために、令和2年度予算からは、学校が計画している額を当初予算へ反映させたとのことであった。

(教育委員会学校指導課)

【意見IV-1-(1)-21】計画書と報告書について

特色ある教育推進事業では、各学校からどのような事業を行い、何名の講師を招致する予定なのかを詳細に記載する計画書が提出されており、事業終了後に実際にどのような事業を行った報告書を提出させている。

報告書については、各学校がどのような特色ある教育推進事業を実施したか把握するためには必要な書類であると思われるが、計画と実績を比較する様式にはなっておらず、計画どおりに事業が実施できたか確認できない。

計画書については予算を記載することになっていたいいため、予算編成の根拠資料として利用できない。

実際に計画書と報告書を比較しても計画どおりに行われている事業は多くはなく、学校の裁量により計画は変更され実施され

【措置済】

事業計画書と報告書は、双方を比較できるように様式を改訂し、計画どおりに実施できたかどうか確認を行うこととした。

当初の計画通りに実施できていない学校に対しては、その理由を把握し、適切でない場合は、指導や改善提案を行うこととした。

ており、計画書と異なることを理由に、学校に対して指導や改善提案は行われていない。

(改善提案)

計画書の作成には学校側で多くの時間がかかり事務負担となっている一方で、計画書の活用が十分に行われているとは言い難い。

事業効果の検証や将来の取組みに活用できるよう、計画書及び報告書の様式の改訂を検討するとともに、その内容を分析し学校現場へのフィードバックを行うことを検討されたい。

(教育委員会学校指導課)

【意見IV-1-(1)-22】成果指標について

特色ある教育推進事業では、活動指標として提出された計画書の数が、成果指標として提出された報告書の数が挙げられている。

確認したところ、計画書と報告書がすべての学校から提出されていたが、報告書の提出は業務として実施しなければならないもので、活動指標としてすべての学校に提出させるといった目標を設定することは考えられるが、特色ある教育推進事業の成果指標ではない。

(改善提案)

特色ある教育推進事業の成果を測定できるような何らかの成果指標を設定されたい。

各学校で特色ある教育推進事業を実施しており、色々な分野での活動があるため、市全体としての単一の成果指標の設定が困難であれば、各学校での自主的な成果指標の設定が望ましい。

各学校には、どのような学校にしたいのか、どのような教育をしたいのかといったビジョンがあり、そのビジョンを達成する

【措置済】

令和2年度からは、成果指標として新たに「開かれた学校づくりの視点に立ち、子どもや地域の実態に応じた、特色ある教育活動を推進することができた」という項目を設け、「できた」と回答する学校が80%以上を目指すこととした。

ために特色ある教育推進事業を実施するのであるから、そのようなビジョンを学校で設定することについて検討されたい。

(教育委員会学校指導課)

**【意見IV-1-(1)-23】知的障がい特別支援学校就労率の向上について**

福岡市における、平成30年度の知的障がい特別支援学校就労率は29.8%であったが、全国平均34.9%、福岡県平均43.4%に比べると低い水準にある。

(改善提案)

現在、福岡市では、知的障がい特別支援学校就労率の目標を30%と設定しているが、全国平均さらに福岡県平均を目指して、より高い目標を設定し、知的障がい生徒の就労率を高めるための施策を打ち出すことが望ましい。

(教育委員会発達教育センター)

**【措置済】**

企業と学校の連携をより高めることを目指して、平成31年度より「夢ふくおかネットワーク学校部会」を発足した。

学校への働きかけを強化することで、就労希望者の増加を図るとともに、就労希望者については確実に就労につながるよう支援を進めている。

**【意見IV-1-(1)-24】特別支援教育支援員の配置について**

特別支援教育支援員は「地方公務員法」第22条第2項に基づく臨時の任用職員であり、原則として2ヶ月以内の任用期間となっている。そのため、支援員を配置する対象となった児童について2ヶ月以上の支援が必要であると学校が判断した場合には、1人の児童に複数名の支援員の配置が希望されることとなる。

監査対象年度における支援員を配置する対象となった児童数は235人に対して、学校からの支援員配置希望人数は301人であり、学校の希望どおりに配置されていなかった。

その要因としては、実際の配置にあたり、対象となる児童生徒の保護者との支援内容に関する調整に時間を要したことによ

**【措置済】**

特別支援教育支援員は、平成31年度より学校全体の支援及び学力向上を目指し、「学校生活支援員」としてより柔軟な活動ができるようにしている。

また、令和2年度より会計年度任用職員制度が開始されたことにより、学校生活支援員に従事する人材の確保も改善されている。

令和2年度の学校生活支援員の配置数は213人から243人へと増員しており、今後も学校や児童生徒の状況に応じて増員を検討していく。

る機会の喪失、学校生活支援員に従事する人材不足が想定される。

当該事業のアンケートによれば、当該事業に対する配置校の満足度は70%程度に留まっているが、学校からの希望とおりに配置が行われないことも一因であると考えられる。

(改善提案)

学校からの支援員配置希望に応じた配置を行うように努められたい。

(教育委員会発達教育センター)

**【意見IV-1-(1)-25】教職員の特別研修受講者について**

特別研修は体罰や情報漏洩など不祥事を起こした教員に対して、不祥事事案の振り返りを行い、対象者の状況に応じた実践的指導力等の向上を図る研修である。

特別研修対象者はゼロが目標であるが、平成27年度は15名、平成28年度は7名、平成29年度は10名、平成30年度は8名と、年度によっては二桁の特別研修対象者がおり、福岡市の教育にとって望ましい事態ではない。

(改善提案)

特別研修は体罰や情報漏洩等の不祥事を起こした教員に対して行われるもので、教員にとって基本的に守らなければならないルールが守られれば開催される必要のない研修である。

常日頃の研修、通知、指示、指導、コミュニケーションによって特別研修対象者をゼロとするよう努められたい。

(教育委員会教育センター研修・研究課)

**【意見IV-1-(1)-27】教職員の精神疾患による病気休職者数の増加について**

教職員メンタルヘルスマネジメント事業

**【措置済】**

令和元年度、教育公務員の服務・倫理、体罰によらない指導（体罰根絶）について、初任者研修1年次研修（4月）、2年次研修（6月）、3年次研修（1月）及び6年次研修（6月）、中堅教諭等資質向上研修（11年次研修）（5月）、常勤講師研修（5月）・非常勤講師研修（6月）で実施した。

また、新任校長研修（4月）、教頭研修（4月）、教務研修（7月）において公務員倫理についての研修を行い、所属職員へ周知徹底を図った。

令和2年度は、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、研修の中止・変更を行い、教育公務員の服務・倫理、体罰によらない指導（体罰根絶）について、初任者研修1年次研修（6月）、2・3年次研修（1月）で実施した。

令和3年度は、教育公務員の服務・倫理、体罰によらない指導（体罰根絶）等の研修を経験年数研修や管理職等研修で行い、周知徹底を図っていく。

**【措置済】**

令和元年6月に策定した第3次福岡市立学校教職員心の健康づくり計画に基づき、

の成果指標は「教職員の精神疾患による病気休職者数の割合」であるが、平成29年度から教職員の精神疾患による病気休職者数が増加している。教職員の精神疾患による病気休職者数と復職者数を質問したところ、以下のとおりであった。

(令和元年度福岡市包括外部監査の結果報告書P254参照)

教職員の精神疾患による病気休職者数を減らすために、教育委員会としては、「令和元年6月に第3次福岡市立学校教職員心の健康づくり計画を策定し、これまでの取組みを着実に実施するとともに、予防的対策の充実や経験年数が短い若年層に対する取組みなど、その内容の充実を図ること」としている。

具体的には、初任者（採用5年以内）へのセルフケアの推進や、管理監督者による復職者への面接を実施することとしている。」とのことであった。

（改善提案）

教育委員会において教職員の働き方改革への取り組みを進めている中で、当事業の成果指標は重要な指標である。

事業としても、平成30年から開始された「共同学校事務室運営事業」により教職員の負担は軽減していると思われるが、さらに「学校問題解決支援事業」や「部活動支援事業」などを拡充し、教職員がオーバーワークとならないように努められたい。

また「スクールカウンセラー活用事業」では、スクールカウンセラーの配置が増加している。スクールカウンセラーのカウンセリングは児童生徒のみを対象としたものではなく、教職員も対象としたものであり、教職員にもカウンセリングを受けることを推奨していくことが望ましい。

今後も教職員の負担を減らすための事業

各種の取組みを実施している。

教職員の負担を軽減するための事業としては、令和2年度から全学校にスクール・サポート・スタッフを配置した。

また、これまで全ての中学校及び高校に各1名ずつ配置していた部活動指導員について、令和2年度は2名増員するとともに、新たに、少人数部活動の大会時に監督業務を行う部活動指導員を新設した。

教職員のカウンセリングについては、教育委員会事務局の教職員健康管理専門員に相談できるほか、福岡市教職員互助会や公立学校共済組合にも相談窓口が設けられており、改めて令和2年6月に各学校へ通知し、周知を図った。

<p>を推進し、児童生徒に向き合う時間を確保し、教職員の教育におけるやりがいを確保して、精神疾患による病気休職者数の減少に努められたい。</p>	
<p>(教育委員会職員課)</p> <p><b>【意見IV-1-(1)-28】スクールガードの登録者について</b></p> <p>監査対象年度におけるスクールガード登録目標は25,000人であるが、実際には17,702名の登録であり、目標値に達していない。</p> <p>また、目標も監査対象年度における25,000人から令和元年度は20,000人に削減されている。これはスクールガードとして活動していただいている方々の高齢化や、PTA活動への参加意識の変化などを背景にスクールガードの人数が減少しており、現実的な目標人数として再設定したことであり、実際に学校で必要なスクールガード数を積み上げて算定したものではなかった。</p> <p>(改善提案)</p> <p>現在の目標は、現実的に集められる人数となっているが、それでは、本来必要な人数と実績との比較が出来なくなり、増員に向けての適切な対応が不可能となる。</p> <p>必要なスクールガードの人数は、学校の場所や規模、通学路の配置などによって異なるはずであるから、学校でどの程度のスクールガードが必要かを想定し、その積み上げとして登録目標を設定されたい。</p> <p>(教育委員会生徒指導課)</p>	<p><b>【措置済】</b></p> <p>学校においてスクールガードは地域や保護者の方々に協力を要請して、子どもたちの安全安心のためにボランティアで行っていただいているものであり、各学校実情に合わせ、一人でも多く登録していただけるように努力をしているのが現状である。</p> <p>令和3年12月、各学校に現在の取組に関するアンケートをとり、アンケートの結果から必要数を想定し、登録者の目標数を算定していくこととした。</p>
<p><b>【意見IV-1-(1)-29】細菌検査の結果と対応の記載について</b></p> <p>細菌検査は毎月2回実施されることになっている。検査項目は赤痢、サルモネ</p>	<p><b>【措置済】</b></p> <p>細菌検査の結果と対応の記載については、細菌検査の結果に問題があった場合、具体的に報告書に記載するよう平成31年3</p>

ラ, チフス, パラチフス, 腸管出血性大腸菌である。

監査対象年度における細菌検査の結果を閲覧したところ、(株)福岡市第1学校給食サービスでは6月24日2名, 8月6日1名(再検査でも陽性であったため、さらに再検査され、9月4日に陰性), 8月22日1名, 10月15日1名, 11月21日(疑陽性でこちらは休みなどを報告書に鉛筆書きしていた), (株)福岡市第2学校給食サービスでは8月7日に2名が陽性となっており、いずれも再検査により陰性となっていた。

検査により陽性となった場合、医療機関に受診させ、陰性となったことが確認されるまで本業務に従事させないこととなっているが、報告書には、数日後の再検査結果が記載されているのみで、陽性となった従業員に再検査の結果、陰性となるまで業務に従事させなかつたかどうかの記載がなかった。

迅速に対応するため、検査結果や対応は隨時、センター常駐の市職員が口頭で報告を受けて陽性者を調理に従事させない体制をとっていることはヒアリングにより確認したが、検査結果で陽性が判明した後どのような対応を行ったか、再検査まで本業務には従事させなかつたか等報告書にも記載する必要がある。

#### (改善提案)

給食の提供を給食センター方式で行う場合、小学校が採用する自校調理方式に比べて、食材そのものや調理過程の衛生管理を徹底しなければ、食中毒が起きた場合、被害が広範囲に広がる可能性がある。

教育委員会による徹底したモニタリングのために、細菌検査の結果に問題があった場合には、その対応についても具体的に報告書に記載するよう依頼されたい。

月に様式の修正を行った。

(教育委員会給食運営課)	
<p>【指摘事項IV-1-(1)-4】特記仕様書の記載誤りについて</p> <p>能古小学校・能古中学校校舎増築その他空調設備工事の特記仕様書では、福岡市契約事務規則に定める中間技術検査を実施することとなっているが、実施されていなかった。</p> <p>理由について質問したところ、設計当初は中間技術検査が必要となる設計金額1億円以上の工事になると想定して設計しており、特記仕様書では中間技術検査を実施することとしていたが、再積算の結果1億円未満となったため、中間技術検査は実施していないとのことであった。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>設計金額が1億円未満となった時点において、特記仕様書を「中間技術検査を実施しない」ものとすべきであった。特記仕様書は正確に記載されたい。</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会施設課)</p>	<p>【措置済】</p> <p>工事設計・施工管理を依頼している財政局設備課にて、特記仕様書における「設計金額により取り扱いが異なる事項」について、工事発注時のチェックリストに確認項目を追加し、チェック体制を強化した。</p> <p>また、今回の指摘内容を課内会議等で令和2年7月に周知し、注意喚起を行うとともに、財政局設備課とともに、設計業務の精度向上の取組みの更なる徹底を図ることとし、再発防止に努めた。</p>
<p>【意見IV-1-(1)-32】教職員が使用するパソコン等情報機器のたな卸しについて</p> <p>貸与するパソコンについては、現物のたな卸しを実施していない。貸与期間終了時にはパソコンを返却することになるため、紛失していれば返却の際に発覚するが、パソコンを紛失した場合には、保存されている個人情報や校務情報などが悪用されないよう、直ちに対応を取るべきであり、現物があるかどうかを定期的に確認することは必要な手続である。</p> <p>(改善提案)</p> <p>パソコンのみでなく、複合機などもハードウェアに個人情報や校務データなどが残っている。個人情報や校務データを取り</p>	<p>【措置済】</p> <p>パソコンや複合機等のたな卸しについては、年1回、機器管理番号を記載した学校ごとの貸与物品一覧を作成し、全校でたな卸しを実施することとした。</p> <p>※一部措置を行わない</p> <p>パソコンや複合機の定期的なデータ削除については、教員が毎日使用しているため定期的なデータの削除は困難であること、リース満了時にデータ削除を実施していること、および校内からの持ち出しを禁止していることを考慮すると現行の処理が妥当と判断し、措置を行わないこととした。</p>

扱う情報機器類については、個体番号識別リストを作成し、年1回など定期的に一斉たな卸しを行うことについて検討されたい。

効率的に現物確認する方法として、パソコンについては貸与された使用者が個体識別番号をたな卸し実施担当者へメールすることが考えられる。特定の貸与者がいない複合機などは、たな卸し担当者が現物確認を実施することになる。

また、紛失した際の被害を最小限に食い止めるためには、パソコンや複合機などについて、そのハードに保存されている情報データを定期的に削除することが望ましい。

(教育委員会教育政策課)

#### 【意見IV-1-(1)-33】教職員個人所有のパソコン持ち込みについて

教職員個人が所有するパソコンを校内に持ち込むこと及び校外活動で使用することは原則として禁止されているが、業務上必要な場合に限り、「個人所有のパソコン持ち込み・持ち出し申請書兼許可証」により、機密文書取扱責任者（校長）の許可を得て持ち込むことが出来ることであった。

そこで教職員個人が所有するパソコンを校内に持ち込むこと及び校外活動で使用することが許可された事例とその件数についてヒアリングしたところ、「機密文書取扱責任者（校長）の許可を得て持ち込むこととしているため、教育委員会事務局では許可事例及び件数を把握しておりません。」とのことであった。

(改善提案)

例外的に個人が所有するパソコンの持ち込みが許可されているが、その場合、持ち込まれたパソコンの使用状況を常に第三者が監視していない限り、校内の個人情報や

#### 【措置済】

令和2年12月に教職員一人一台の指導者用タブレットを整備し、それに合わせ個人所有のパソコンの校内持ち込みを禁止した。

校務情報などの持ち出しリスクをゼロにすることが出来ない。個人が所有するパソコンやその他のデバイスの持ち込みは全面的に禁止し、必要な機器は学校もしくは教育委員会で購入し、貸与するように改められたい。

(教育委員会総務課)

**【意見IV-1-(1)-34】部活動指導員の活用について**

中学校と高校の部活動については、顧問の教員に競技経験がなく、専門的な技術指導が困難であることや、部活動の顧問となっている教員の負担が大きく、勤務時間増加の要因となってきた。

そこで文部科学省では、中学校、高等学校等において、校長の監督を受け、部活動の技術指導や大会への引率等を行うことを職務とする「部活動指導員」制度を導入した。

福岡市においても監査対象年度より部活動指導員を中学校と高校に配置しているが、68人に留まっている。部活動顧問となっている教員数は中学校のみで1,948人、部活動の数は1,252となっている(高校は集計されていない)。

(改善提案)

部活動指導員は、部活動顧問として単独で、部活動全般の指導、試合への引率などを行うことが出来るため、その配置を促進することは、それまで競技等の経験の有無にかかわらず、指導や試合への引率を行ってきた教員の負担軽減に繋がる。

配置の増加は、学校からの希望と予算も考慮すべき問題であるが、部活動補助指導者の部活動指導員への転換も含めて、部活動指導員の配置増員について検討されたい。

(教育委員会生徒指導課)

**【措置済】**

学校からの希望や予算を考慮し、学校数をもとに部活動指導員は配置している。

令和2年度の部活動指導員については、各学校1名ずつの配置から2名増員し、中学校70名、高等学校5名を配置した。

今後も学校数に応じた計画的な増員に向けて検討していく。

## (2) 共同学校事務室の運用について

監査の結果	措置の状況
<p>【意見IV-1-(2)-1】共同学校事務室指導のフォローアップについて</p> <p>「共同学校事務室指導状況報告書」もしくは「USBメモリ等外部記録媒体に関するチェックリスト」に付されたコメントについてフォローアップがなされていない。</p> <p>そのため、共同学校事務室が実施した指導日から、指導に基づく改善、事実確認等が実施されたか明らかでない。</p> <p>これは、共同学校事務室による学校指導の実施ルールが明確ではないことが原因であると考える。</p> <p>(改善提案)</p> <p>共同学校事務室による学校指導の実施ルールの整備を検討されたい。</p> <p>(教育委員会教職員第1課)</p>	<p>【措置済】</p> <p>令和2年度より、共同学校事務室からの指導内容について、校長の確認後、校長によって指導を行っていくよう、報告書を改正するなどしてルールを明確化した。</p>

## 2 財産管理の状況についての視点に関する監査結果

## (1) 施設管理、財産管理について

監査の結果	措置の状況
<p>【指摘事項IV-2-(1)-1】薬品管理台帳による管理について</p> <p>薬品管理台帳において管理すべき薬品は劇薬なども含まれており、入庫、出庫、残高を常に把握することで薬品による事故防止や盗難防止などに資するものであるが、記録方法の不備が2校で確認された。その結果、実際の薬品の入出庫について確認が台帳上で出来ない状況が確認された。</p> <p>(不備の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「使用目的」欄に「実験」、「使用数量」欄に「0」、「備考欄」に「未開封」と記載されており、薬品使用の経過記録なのか薬品の現物確認の記録なのか把握することができない。</li> </ul>	<p>【措置済】</p> <p>薬品管理台帳については、学校の危険物・ごみ等取扱いマニュアルブックの中で薬品管理台帳の形式例を示し、各学校で作成し、管理をするように指示しているが、令和2年7月に、薬品管理台帳の記載方法について、改めて各学校に通知した。</p> <p>更に、令和2年10月に、各学校の理科代表者に対して研修を行い、薬品管理台帳の記載方法について、周知徹底を図った。</p> <p>令和3年3月に、理科室薬品の管理完了報告書と薬品管理台帳の記載状況等に関するチェックリストを提出することとした。</p>

<ul style="list-style-type: none"><li>「使用数量」欄に薬品の使用数量ではなく残量が記載されている。 (是正の方向性) 薬品の適切な管理のため、ルールに従つた「薬品管理台帳」の記載方法遵守を徹底されたい。 (教育委員会研修・研究課)</li></ul>	
<p><b>【意見IV-2-(1)-2】長期間使用されていない薬品について</b></p> <p>学校においては、理科の実験等で使用する薬品について管理を行っているが、長期間使用されていない薬品があった。</p> <p>(改善提案)</p> <p>薬品による事故防止、薬品そのものの盗難、劣化・揮発等による減耗を予防するとともに、学校における管理事務負担を低減させることを目的として、学校保管の薬品の種類、数量を低減させるため薬品保管ルール、もしくは、市立学校の一元的な薬品在庫の把握と学校間融通等を検討されたい。</p> <p>(教育委員会研修・研究課)</p>	<p><b>【措置済】</b></p> <p>「不要薬品及び処理困難物等」については、年1回調査をし、定期的に回収を行っており、理科の実験等で長期間使用されていない薬品については廃棄するようにしている。</p> <p>令和2年7月に、学校で使用する薬品等は、計画的に購入し、必要以上の量を購入・保管しないようにすること等の薬品保管ルールについて、各学校に通知した。</p> <p>更に、令和2年9月に、各学校の理科代表者に対し研修を行い、薬品保管ルールについて、周知徹底を図った。</p>
<p><b>【意見IV-2-(1)-3】薬品の管理方法について</b></p> <p>現行の薬品管理ルールでは、学校が保管する薬品種類、数量が一覧できる様式が準備されておらず、記載内容は各学校が自校の実態に合わせて作成している。</p> <p>そのため、現在用意されている様式である「薬品管理台帳」と薬品現物の両方を同時に盗難、紛失した場合には、その事実を把握することが困難な状況になる。</p> <p>(改善提案)</p> <p>現行の「薬品管理台帳」だけではなく、学校が保管する薬品種類、数量が一覧できる様式を準備することを検討されたい。</p>	<p><b>【措置済】</b></p> <p>学校が保管する薬品の種類、数量が一覧できる様式については、紙媒体での管理を行うと作業や管理が複雑であるが、電子媒体での管理を行うことで、「薬品管理台帳」の管理がしやすくなると考えられる。</p> <p>令和3年度からの活用に向けて、電子媒体で、「薬品管理台帳」と「一覧表」が管理できる様式の作成に着手することとした。</p>

(教育委員会研修・研究課)	
<p>【意見IV-2-(1)-4】記録媒体の利用について</p> <p>学校においては、教育委員会が賃貸借契約により管理しているUSBメモリ（A-Locky対応）3,433個と、学校が独自に購入した「A-Locky対応」以外のUSBメモリを多数保有している。</p> <p>往査したすべての学校において「記録媒体（USB）利用台帳」は作成され、USBメモリが教職員によって利用されている事実が確認された。</p> <p>しかし、USBメモリは紛失リスクがあり、教育情報を含む個人情報を取り扱う学校においてはUSBメモリを可能な限り使用しないようUSBメモリの利用頻度を低減させるような更なる取り組みが必要である。</p> <p>ア 情報ネットワークの現状</p> <p>学校に敷設しているネットワークは、職員室等で教員等が校務のために利用する校務系ネットワークと、各教室やパソコン教室で児童生徒の教育に利用する教育系ネットワークとに分かれている。</p> <p>教職員によるUSBメモリの用途には以下のようなケースがある。</p> <p>＜ケース1：インターネット専用パソコンから校務用パソコンへのデータ移動＞</p> <p>教職員が校務用パソコンを用いて教材等を作成する際、インターネット上にあるデータ参考に使用が効果的な場合がある。その場合、校務用パソコンはインターネットに接続できないため、インターネット専用パソコンを用いてインターネット上にあるデータを保存し、その保存したデータをUSBメモリにコピーして校務用パソコンに移動させることにな</p>	<p>【措置済】</p> <p>USBメモリの利用頻度を低減させるような教育情報ネットワークの構築について、令和2年2月に福岡市独自の教育専用クラウド「福岡 TSUNAGARU Cloud」を構築し、同クラウドの機能の一つに学校からクラウドにアップロードしたファイルを外部から安全に編集等を行うことのできる「ファイル共有機能」の運用を開始した。</p> <p>この機能の活用により、学校外で教材の作成などを行う際ににおいても、物理的にUSB等での持ち出しを行う機会の低減を図った。</p>

る。

＜ケース2：校務用パソコンから教育用パソコンへのデータ移動＞

教職員が校務用パソコンを用いて作成した教材等を使って授業を行う場合がある。その場合、パソコン教室にある教育用パソコンに直接データ転送ができないため、校務用パソコンの教材等のデータをUSBメモリにコピーして教育用パソコンに移動させることになる。

＜ケース3：校務用パソコンから教職員個人所有パソコン等へのデータ移動＞

教職員がその校務を自宅に持ち帰り実施する場合がある。その場合、校務用パソコンを用いて作成したデータを、教職員個人所有のパソコン等でも利用できるよう校務用パソコンの教材等のデータをUSBメモリにコピーして教職員個人所有のパソコンに移動させる、又は、自宅作業後のデータを教職員個人所有のパソコンの教材等のデータをUSBメモリにコピーして校務用パソコンに移動させることになる。

イ USBメモリの管理ルール

教育委員会では、保有する機密文書を保護するため、USBメモリの取り扱いについてルールを設けている。

ウ USBメモリの管理責任

上記ルールにおける機密文書取扱責任者は学校長（高等学校については事務職員及び学校用務員が取り扱う機密文書は事務長、他の機密文書は学校長が指名する副校長または教頭）となり、USBメモリの管理責任を負うことになる。

なお、往査した学校においては、USBメモリの日常の現物管理は教頭以下の管理職教

職員が行っていた。

エ USBメモリの管理ルールに関するリスク

上記USBメモリの管理ルールに関する懸念事項には以下のことが考えられる。

- ・ USBメモリの定期的な現物確認について規定されておらず、紛失等により所在が不明となった場合に適時にその事実を把握できない。
- ・ USBメモリに保存されるデータは教職員の自己申告である。そのため、USBメモリの紛失等した場合、その中に機密文書等が存在しないことを立証するのが非常に困難である。
- ・ USBメモリの持出しは最長1か月と制限がかかっているが、1か月使用後にいったん返却し、すぐに持出許可をうける連続使用は禁止されていない。そのため実質的に使用者保管の状況が継続することになり紛失リスクの高まりが懸念される。
- ・ 往査した学校にて「記録媒体(USB)利用台帳」を通査したところ、連続して持出しを受けているケース、「記録媒体(USB)利用台帳」に使用者や用途等があらかじめ印刷され連続使用することが前提となった管理が行われているケースが確認され、連続利用が常態化している状況が確認された。
- ・ セキュリティ対策が十分ではないUSBメモリの使用が認容され、紛失等による情報流出リスクが高まる。
- ・ USBメモリには強固なセキュリティ対策が施されたA-LOCKY対応USBメモリが導入されているが、一方でセキュリティ対策が十分ではない学校が過去購入したUSBメモリの使用が認容されている。教育委員会ではA-LOCKY対応

USBメモリの数量については把握しているが、学校が過去購入したUSBメモリの数量は把握しておらず、一元的な管理ができていない。

- ・ また、往査した学校で「記録媒体(USB)利用台帳」を通査したところ、その使用方法が容易な学校が過去購入したUSBメモリの使用頻度がA-LOCKY対応USBメモリよりも高い。
- ・ USBメモリの厳密な管理の必要があり、管理担当職員(管理職教職員)の事務負担が大きくなる。

(改善提案)

情報漏洩リスクと教職員のUSBメモリ管理事務負担軽減のため、USBメモリの利用頻度を低減させるような教育情報ネットワークを構築することを検討されたい。

現状の教育ネットワークにおいて、教職員が必要な校務を行うにあたってのUSBメモリ等の記録媒体には、高い利便性が認められている状況である。そのため、現状での単純なUSBメモリ等記録媒体の管理強化は、教職員の校務負担増加につながることが懸念される。情報漏洩リスクと教職員負担を勘案し、教職員の働き方や業務内容を調査、分析に基づく慎重な検討が望まれる。

(教育委員会教育政策課)

**【指摘事項IV-2-(1)-2】記録媒体の管理について**

学校が管理する記録媒体のうちUSBメモリについて、学校監査時点で所在が不明なもの1件があった。なお、監査期間中に当該USBメモリは発見された。

当該USBは平成23年10月22日に購入されたものであるが、令和元年度の「記録媒体(USB)利用台帳」には利用記録がなく、所在について現状の確認ができなかった。

**【措置済】**

「機密文書の保護に関するガイドライン」及び「学校における個人情報取扱いマニュアル」の改正を行い、令和2年11月から学校でのUSBの利用本数を限定した。

また、校内での利用に限定し、利用は当日に限り、校長もしくは教頭において毎日管理本数の確認を行うこととした。

また、令和2年12月に教職員一人一台の指導者用タブレットを整備し、それに合わ

(是正の方向性) <p>USBメモリ等外部記録媒体については、紛失による情報漏洩リスクを低減させるため、規定に基づく厳密な受払管理と定期的な現物確認を行い、所在不明となる可能性を低減させる必要がある。</p> <p>(教育委員会総務課)</p>	せ、学校でのUSB使用を廃止した。
<p><b>【指摘事項IV-2-(1)-3】記録媒体の処分方法について</b></p> <p>学校が物品として管理使用していたハードディスクについて財務会計システム上で「物品処理票(払出)」の決裁処理がなされているが、その処分方法、記録媒体のデータ消去履歴等の記録は確認ができなかった。なお、その後の教育委員会と学校の調査により、データ消去ソフト使用後、破碎処理されたことが確認されている。</p> <p>平成30年度に学校が実施した備品現物確認の際、上記の現物が確認できず処分処理が行われていた。物品処理票(払出)の「理由」欄には「廃棄処理漏れ」とのみ記載がされていた。記録媒体を廃棄する場合には、その中に保存されている情報資産が復元され情報漏洩が生じないよう物理的な破壊を行うことが規定されている。</p> <p>また、教育委員会は、「機密文書の保護に関するガイドライン」において、「USBメモリ等外部記録媒体」の範囲を明確にしておらず、どのような電子機器を管理対象とすべきかを整理の上、明確にする必要がある。</p> <p>(是正の方向性)</p> <p>情報漏洩を防止するため、記録媒体の廃棄に関するルールを徹底されたい。</p> <p>また、情報漏洩リスクの観点から管理すべき電磁記録媒体を明確にし、学校への周知徹底を図られたい。</p>	<p><b>【措置済】</b></p> <p>「機密文書の保護に関するガイドライン」及び「学校における個人情報取扱いマニュアル」の改正（令和2年11月施行）を行い、令和2年9月に所属長及び校長宛てに通知し、電磁記録媒体の処分方法などについて周知徹底を図った。</p>

(教育委員会総務課)	
<p>【意見IV-2-(1)-6】交通系ICカードについて</p> <p>各学校で保管を行っている長期間使用されていない交通系ICカードが確認された。</p> <p>(長期未使用の状況)</p> <p>平成24年度に公共交通機関を利用する調理員が在籍したため、平成25年に交通系ICカードの1枚に金額チャージしていた。それ以降、利用頻度は減少し平成30年度及び令和元年度往査日までは使用された実績がない。</p> <p>現在、交通系ICカードは公共交通機関の利用のみならず、電子マネーの一形態として多くの商店等で買い物利用することができ、現金と同様の資産価値と決済利便性を有している。したがって、交通系ICカードには横領等のリスクが存在するともに、現金と同様の管理水準が求められることによる事務負担が発生する。</p> <p>そのため、教育委員会では、不要なカードについては返納ケースを想定し、マニュアルに返納手続を記載している。</p> <p>(改善提案)</p> <p>交通系ICカードの横領等の事故及び事務職員の事務負担を軽減させるため、各学校に対して、利用実績のない交通系ICカードは積極的に返納促進を実施されたい。</p> <p style="text-align: right;">(教育委員会職員課)</p>	<p>【措置済】</p> <p>交通系ICカードについては、令和2年8月に各学校に対し、利用実績及び今後の利用予定を確認し、使用見込みがない学校については返納（保管転換）を促した。同年11月に回収済み。</p>

## (2) 債権管理（未収金）、学校徴収金等の管理について

監査の結果	措置の状況
<p>【指摘事項IV-2-(2)-1】修学旅行に関する旅行業者選定について</p> <p>修学旅行に関する旅行業者選定に際し、見積依頼業者からの企画見積書の記載水準</p>	<p>【措置済】</p> <p>教育的効果や児童生徒の安全・衛生確保の双方から十分に検討した上で、業者選定を行うよう令和2年7月に学校へ指導した。</p>

に大きな差があり、選定委員による詳細な比較検討が困難な状況で選定評定表による選定が行われていた。（照葉小学校）

旅行業者決定までの流れは以下のとおりであり、学校は業者選定ルールに従った手続きを行っている。

（令和元年度福岡市包括外部監査の結果報告書P365参照）

このような結果となったのは、上記③について、3社の旅行業者から企画見積書が提出されたが、そのうち1社（A社）は仕様書の項目それぞれについて説明が記載されたものであり、残りの2社（B社及びC社）は、仕様書の項目に対する説明が明らかではなく、行程表と見積金額の簡単なものであった。

選定されたA社は、評点が一番高く、見積金額も最低金額となっている。

しかし、「教育的効果や児童生徒の安全・衛生確保などの面からも十分検討」という視点からは、複数業者からの企画内容の十分な比較検討ができていない。なお、選定委員の一人は「見積もりとして持ってくるのには雑すぎる」としてB社C社とともに0点として評価している。

（是正の方向性）

修学旅行の業者選定については、経費負担、教育的効果や児童生徒の安全・衛生確保の双方から十分な検討を行うことができるよう、仕様書の各項目について記載された企画見積書が提出されたうえで行うよう、学校へ指導されたい。

（教育委員会学務支援課）

なお、新たにチェックシートを作成し、仕様書の各項目について、確認できるようにした。

### 3 教職員の労務管理を踏まえた財務事務の執行状況についての視点に関する監査結果

#### （1）学校における労務管理の状況

監査の結果	措置の状況
<p>【意見IV-3-(1)-1】学校外の勤務状況について</p> <p>教育委員会では、学校外での教職員の勤務状況について調査を行っていない。また、令和元年度に市立学校において順次導入されているフリーソフトを利用した出退勤時間記録システムは、在校時間（勤務校に出勤してから退勤するまでの時間）に基づいて勤務時間を把握するものであり、学校外の勤務状況について把握することを想定した運用となっていない。</p> <p>「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」においては、「校外での勤務時間を外形的に把握」したうえで教職員の「在校等時間」を把握することとしている。</p> <p>これは、給特法が定める所定の勤務時間外に行われる「超勤4項目」以外であっても、校務として行うものについては、学校教育に必要な業務として勤務していることに変わりないため、その勤務場所を問わず勤務管理を行うことが、学校における働き方改革に不可欠であるとの認識に基づくのである。</p> <p>なお、市立学校においても部活動の練習、競技大会出場等による学外活動が行われており学外での校務が行われている実態は確認された。</p> <p>(改善提案)</p> <p>教育委員会は、「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、例えば、部活動の活動記録や出張の行程表などをもって、学校外での勤務実態を把握できる仕組みの構築に努められたい。</p> <p>それに際しては、関係する教職員に「給特法の仕組みにより、所定の勤務時間外に行われる「超勤4項目」以外の業務は教師</p>	<p>【措置済】</p> <p>令和元年12月に給特法が改正され文部科学省のガイドラインが法的根拠をもつ指針に格上げされたことを受け、福岡市教育委員会においても上限方針を策定したうえで、学校外の勤務状況については、在校等時間に含むことを各校長へ周知するとともに、校外活動における行程表や出張復命書、特殊勤務手当実績簿をもって従事時間を計測のうえ出退勤管理ツールを活用し、勤務時間管理を行うよう、令和2年3月に発出した通知文やQ&amp;Aにより周知した。</p>

が自らの判断で自発的に勤務しているものと整理され、この時間については勤務時間管理の対象にはならないという誤解」を生じさせること、もしくはその継続をさせることのないようにしなければならない。

「在校等時間」として勤務時間管理の対象とする業務の明確化とその教職員への周知を行うことが必要である。

(教育委員会労務・給与課)

#### 【意見IV-3-(1)-4】業務改善の取組みの徹底について

監査手続として実施したアンケートの結果、学校閉庁日における勤務状況確認、定時退校日の設定、部活動休養日の設定について、実施されていない旨の回答があった。  
(改善提案)

長期間勤務解消に向けた取組を推進するため、各学校に周知徹底を行い、100%の実施に努められたい。

(教育委員会労務・給与課、生徒指導課)

#### 【措置済】

令和2年5月に定時退校日の徹底などについてあらためて各学校長宛てに通知するとともに、より学校が実施しやすい環境を整えるため、令和2年6月に学校閉庁日や定時退校日の取組みについて保護者や地域向けに周知文書を作成・配布を行うとともに福岡市のホームページにおいて掲示し、広く啓発を行った。

また、各学校長宛てに部活動の活動時間や休養日の設定について通知し、部活動ガイドラインの更なる徹底を図った。

## V 市の学校教育全般に関する意見【総合意見】

### 1 教育委員会の学校現場サポートの強化について

監査の結果	措置の状況
<p><b>【総合意見】</b></p> <p>教育委員会は、学校における働き方改革の推進に向けて、国の推進に先んじて学校給食費の公会計化、「共同事務執行体制」、「教職員の業務改善のための実施プログラム」等を行ってきた。</p> <p>その一方で、わが国で一般的に認識されている重要な課題である学校外の勤務状況を把握するための調査が未実施であり教職員の負担全容解明に踏み込んでいない。</p> <p>また、市の教育現場単独では対応が困難な学校備品管理等の課題について、教育委</p>	<p><b>【措置済】</b></p> <p>福岡市教育委員会では第2次教育振興基本計画において教員が子どもと向き合う環境づくりを施策に掲げ、教員の長時間勤務の解消及び業務改善に向け様々な取組みを行っている。</p> <p>意見にある校外活動についても、令和2年度から在校等時間に含めて管理を行うよう各学校長に通知しているところであり、出退勤管理ツールを活用し勤務時間管理の徹底を図っている。</p> <p>また、これまでの取組みに加え、令和元</p>

員会は現行ルールに基づく指導等の支援は実施しているが、教職員の業務負荷を踏まえた抜本的な課題解決に向けた対応がなされているとはいがたい。

(改善提案)

学校教育の充実は、都市としての魅力の大きな要素であると考える。それを担う教職員の勤務状況を改善し再び魅力ある職場として認識されるようになるため、教育委員会は、学校現場における課題認識を積極的に行い、学校における働き方改革を強力に推進することを検討されたい。

(教育委員会労務・給与課)

年12月に文部科学省から公表された学校の働き方改革のための取組状況調査の結果において示された効果が大きいと考えられる取組みを参考に、令和2年度からは新たに自動音声メッセージ機能付き電話の整備やスクール・サポート・スタッフの配置などの取組みも行っているところである。

今後とも、学校における課題を把握しながら効果的な取組みを行い、更なる学校の働き方改革の推進を図り、教員が子どもたちに深く関わり、指導に専念できる環境づくりを進めていく。

